

歯科診療報酬点数表

令和6年6月版

追補 202504

● 以下の告示・通知により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 令和6年11月19日 厚生労働省告示第335号（令和6年11月20日適用）
- 令和6年11月19日 保医発1119第11号
- 令和6年11月21日 厚生労働省告示第338号（令和6年12月12日適用）
- 令和6年11月29日 厚生労働省告示第354号（令和6年12月1日適用）
- 令和6年11月29日 保医発1129第2号（令和6年12月1日適用）
- 令和7年2月20日 厚生労働省告示第28号（令和7年4月1日適用）
- 令和7年2月20日 厚生労働省告示第30号（令和7年4月1日適用）
- 令和7年2月20日 厚生労働省告示第31号（令和7年4月1日適用）
- 令和7年2月20日 厚生労働省告示第32号（令和7年4月1日適用）
- 令和7年2月20日 保医発0220第8号（令和7年4月1日適用）
- 令和7年2月28日 厚生労働省告示第45号（令和7年3月1日適用）
- 令和7年2月28日 保医発0228第2号（令和7年3月1日適用）
- 令和7年3月7日 厚生労働省告示第54号（令和7年4月1日適用）
- 令和7年3月18日 厚生労働省告示第60号（令和7年3月19日適用）
- 令和7年3月31日 厚生労働省告示第104号（令和7年4月1日適用）

● 本追補中、下線を付している部分は「追補202410」によって訂正された部分であることを示しています。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
3			〔「一部改正」の履歴に以下のように追加〕 一部改正 令和7年2月20日 厚生労働省告示第28号（令和7年4月1日から適用） 一部改正 令和7年2月20日 厚生労働省告示第30号（令和7年4月1日から適用） 一部改正 令和7年3月31日 厚生労働省告示第104号（令和7年4月1日から適用）	
20	左	上から6～7行目	月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 9点 ロ 医療DX推進体制整備加算2 8点 ハ 医療DX推進体制整備加算3 6点	月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 11点 ロ 医療DX推進体制整備加算2 10点 ハ 医療DX推進体制整備加算3 8点 ニ 医療DX推進体制整備加算4 9点 ホ 医療DX推進体制整備加算5 8点 ヘ 医療DX推進体制整備加算6 6点
21	右	下から8～7行目	月1回に限り当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 ア 医療DX推進体制整備加算1 9点 イ 医療DX推進体制整備加算2 8点 ウ 医療DX推進体制整備加算3 6点	月1回に限り当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 ア 医療DX推進体制整備加算1 11点 イ 医療DX推進体制整備加算2 10点 ウ 医療DX推進体制整備加算3 8点 エ 医療DX推進体制整備加算4 9点 オ 医療DX推進体制整備加算5 8点 カ 医療DX推進体制整備加算6 6点
48	左	下から18行目	10点	12点
73	左	下から1行目～次頁上から1行目	第30条の18の4	第30条の18の5
89	左	下から9行目	8点	、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				点数をそれぞれ
89	左	下から1行目	[次行に追加]	イ 在宅医療DX情報活用加算1 9点 ロ 在宅医療DX情報活用加算2 8点
90	右	下から4～3行目	所定点数に8点を加算する。	, 当該基準に係る区分に従い, 次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 ア 在宅医療DX情報活用加算1 9点 イ 在宅医療DX情報活用加算2 8点
222	左	下から1行目～次頁上から2行目	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 95点 ロ 小白歯・前歯 59点	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 98点 ロ 小白歯・前歯 61点
224	左	上から7行目	50点	60点
224	左	下から21行目	70点	80点
228	左	下から7行目	50点	60点
229	左	上から6行目	70点	80点
229	左	下から6行目	50点	60点
230	左	上から7～8行目	70点	80点
232	左	下から34～1行目	1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,650点 (2) 4分の3冠 2,062点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 366点 b 複雑なもの 677点 ロ 5分の4冠 852点 ハ 全部金属冠 1,072点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 249点 b 複雑なもの 495点 ロ 4分の3冠 612点 ハ 5分の4冠 612点 ニ 全部金属冠 767点 3 銀合金 (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 25点 b 複雑なもの 44点 ロ 5分の4冠 57点 ハ 全部金属冠 70点 (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの 33点 ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) 40点 ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) 40点 ニ 全部金属冠 51点	1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,784点 (2) 4分の3冠 2,229点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 388点 b 複雑なもの 718点 ロ 5分の4冠 903点 ハ 全部金属冠 1,137点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 264点 b 複雑なもの 526点 ロ 4分の3冠 649点 ハ 5分の4冠 649点 ニ 全部金属冠 814点 3 銀合金 (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 26点 b 複雑なもの 45点 ロ 5分の4冠 59点 ハ 全部金属冠 72点 (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの 34点 ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) 41点 ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) 41点 ニ 全部金属冠 53点
233	左	下から11～4行目	1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 612点 (2) 小白歯 612点 (3) 大白歯 852点 2 銀合金 (1) 前歯 40点 (2) 小白歯 40点 (3) 大白歯 57点	1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 649点 (2) 小白歯 649点 (3) 大白歯 903点 2 銀合金 (1) 前歯 41点 (2) 小白歯 41点 (3) 大白歯 59点
234	左	上から3～10行目	1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			イ 大白歯 366点 ロ 小白歯・前歯 249点 (2) 銀合金 イ 大白歯 25点 ロ (略)	イ 大白歯 388点 ロ 小白歯・前歯 264点 (2) 銀合金 イ 大白歯 26点 ロ (略)
234	左	下から3～1行目	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 956点 2 銀合金を用いた場合 113点	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 1,014点 2 銀合金を用いた場合 117点
239	左	下から7行目～次頁上から10行目	1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 1,234点 ロ 小白歯 929点 (2) 銀合金 大白歯・小白歯 56点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 741点 ロ 小白歯 929点 ハ 大白歯 1,234点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 71点 ロ 小白歯 71点 ハ 大白歯 71点	1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 1,309点 ロ 小白歯 986点 (2) 銀合金 大白歯・小白歯 57点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 787点 ロ 小白歯 986点 ハ 大白歯 1,309点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 73点 ロ 小白歯 73点 ハ 大白歯 73点
243	左	下から7行目～次頁上から9行目	1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,871点 ロ 犬歯・小白歯 1,522点 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大白歯 1,522点 ロ 犬歯・小白歯 1,169点 ハ 前歯(切歯) 900点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 987点 ロ 犬歯・小白歯 772点 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大白歯 677点 ロ 犬歯・小白歯 589点 ハ 前歯(切歯) 546点	1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 2,045点 ロ 犬歯・小白歯 1,664点 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大白歯 1,664点 ロ 犬歯・小白歯 1,278点 ハ 前歯(切歯) 984点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,047点 ロ 犬歯・小白歯 818点 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大白歯 718点 ロ 犬歯・小白歯 625点 ハ 前歯(切歯) 579点
244	左	上から18～20行目	2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 884点 (2) 二腕鉤(レストつき) 683点	2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 965点 (2) 二腕鉤(レストつき) 746点
244	左	上から25～30行目	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上),線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 273点 (2) 犬歯・小白歯 294点 (3) 大白歯 339点	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上),線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 290点 (2) 犬歯・小白歯 312点 (3) 大白歯 359点
245	左	上から11～17行目	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 677点 ロ 小白歯・前歯 495点 (2) 銀合金 イ 大白歯 44点 ロ 小白歯・前歯 33点	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 718点 ロ 小白歯・前歯 526点 (2) 銀合金 イ 大白歯 45点 ロ 小白歯・前歯 34点
246	左	上から2～3行目	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) 1,582点	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) 1,678点
281	左	上から4行目	(最終改正;令和6年9月25日 厚生労働省告示第303号)	(最終改正;令和7年3月18日 厚生労働省告示第60号)

頁	欄	行	訂正前	訂正後
284	左	下から3行目	令和6年	令和7年
284	左	下から1行目	令和7年	令和8年
284	右	上から4行目	医薬品	医薬品（令和8年4月1日以降においては別表第4に収載されている医薬品を除く。）
285	右	上から13～14行目	、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤及びミリキズマブ製剤	、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（4週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤及びロザゾリキズマブ製剤
285	右	上から22行目	第2条第一号	第2条第1項第一号
285	右	上から24行目	第2条第六号	第2条第1項第六号
285	右	下から6～5行目	、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル50mg及びゾキンヴィカプセル75mg	、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル50mg、ゾキンヴィカプセル75mg、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠
288	左	上から3行目	（最終改正；令和6年8月20日 厚生労働省告示第263号）	（最終改正；令和7年2月20日 厚生労働省告示第31号）
289	左	上から2～23行目	三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準 (1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準 イ～ハ (略) 三 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。 ホ～リ (略) (2) (略) (3) (略)	三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準 (1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準 イ～ハ (略) ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制を有していること。 ホ～リ (略) (2) (略) (3) (略) (4) 医療DX推進体制整備加算4の施設基準 (1)のイからハまで及びホからリまでに掲げる施設基準を満たすものであること。 (5) 医療DX推進体制整備加算5の施設基準 イ (1)のイからハまで、ホ及びトからリまでに掲げる施設基準を満たすものであること。 ロ 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認に係る必要な実績を有していること。 (6) 医療DX推進体制整備加算6の施設基準 イ (1)のイからハまで、ホ、ト及びチに掲げる施設基準を満たすものであること。 ロ 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認に係る実績を有していること。
295	左	上から7～8行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正；令 6. 8. 20 保医発 0820 1)	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正；令 7. 2. 20 保医発 0220 8)
295	左	下から12行の次に追補202410	第1の9 医療DX推進体制整備加算 1 医療DX推進体制整備加算1に関する	第1の9 医療DX推進体制整備加算 1 医療DX推進体制整備加算1に関する

頁	欄	行	訂正前	訂正後
		で追加	<p>る施設基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、令和6年10月1日から同年12月31日までの間においては15%以上であること。</p> <p>(7) (6)について、令和7年1月1日以降においては、「15%」とあるのは「30%」とすること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (9)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで及び(9)から(11)までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和6年10月1日から同年12月31日までの間においては10%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和7年1月1日以降においては、「10%」とあるのは「20%」とすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで、(9)及び(10)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和6年10月1日から同年12月31日までの間においては5%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和7年1月1日以降においては、「5%」とあるのは「10%」とすること。</p>	<p>る施設基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋(以下「電子処方箋」という。)を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、45%以上であること。</p> <p>(削除)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで及び(8)から(10)までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで、(8)及び(9)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のう</p>

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			(4) (略)	<p>ち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とすることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで((8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、45%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで((8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)、(8)(ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び(9)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とすることができる。</p> <p>(4) (2)について、医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセ</p>

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			<p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(4)については、令和7年3月31日までの間に限り、1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)から(8)まで及び(11)、2の(1)のうち1の(11)に係る基準及び2の(2)から(4)まで並びに3の(2)から(4)までについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) 令和7年9月30日までの間に限り、1の(9)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(5) 1の(10)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(6) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率の基準については、令和6年10月1日から令和7年1月31日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証による資格確認件数を同月のオンライン資格確認等システムの利用件数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)を用いることができる。</p> <p>(7) (6)について、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p>	<p>7 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び(10)、2の(1)のうち1の(10)に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び(4)、4の(1)のうち1の(10)に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の(10)に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び(4)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) 令和7年9月30日までの間に限り、1の(8)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(5) 1の(9)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
302	左	上から3行目	(最終改正; 令和6年8月20日 厚生労働省告示第264号)	(最終改正; 令和7年2月20日 厚生労働省告示第32号)
307	右	下から22~2行目	一の五の三 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準	一の五の三 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 在宅医療DX情報活用加算1の施設基準

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			(1) (略) (2) (略) (3) 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。 (4) (略) (5) (略) (6) (5)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。	イ (略) ロ (略) ハ 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制を有していること。 ニ (略) ホ (略) ヘ ホの揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。 (2) 在宅医療DX情報活用加算2の施設基準 (1)のイ、ロ及びニからへまでに掲げる施設基準を満たすものであること。
322	右	下から6～5行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 6)	(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正；令 7. 2.20 保医発 0220 8)
326	右	下から23行目	在宅医療DX情報活用加算	在宅医療DX情報活用加算1
326	右	下から9～8行目	電子処方箋により処方箋を発行できる体制	電子処方箋（以下「電子処方箋」という。）を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制
327	左	上から15行目	〔次行に追加〕	2 在宅医療DX情報活用加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(3)まで及び(5)から(7)まで(6)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。
327	左	上から16行目	2 届出に関する事項	3 届出に関する事項
327	左	上から17行目	在宅DX情報活用加算	在宅医療DX情報活用加算
327	左	上から19～22行目	(2) 1の(4)については、令和7年3月31日までの間に限り、1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。	(2) 1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。
329	右	下から6～5行目	及びイノラス配合経腸用液	、イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤
339	左	上から4行目	(最終改正；令和6年8月30日 厚生労働省告示第281号)	(最終改正；令和7年2月28日 厚生労働省告示第45号)
341	右	上から17～27行目	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品） 1g 10,300円 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品） 1g 8,991円 004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上） 1g 9,086円 005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品） 1g 9,075円 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品） 1g 3,045円	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品） 1g 11,136円 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品） 1g 9,827円 004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上） 1g 9,922円 005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品） 1g 9,911円 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品） 1g 3,230円
341	右	上から31～40行目	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品） 1g 4,560円 011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品） 1g 179円 012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品） 1g 204円 013 歯科用銀ろう（J I S適合品） 1g 245円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品） 1g 4,785円 011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品） 1g 185円 012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品） 1g 210円 013 歯科用銀ろう（J I S適合品） 1g 249円